

## 神戸市教職員組合との交渉議事録

日 時：令和2年2月21日(金) 11時00分～07分

場 所：教育委員会室

出席者：(市) 教職員課長 労務制度係長 他2名

(組合) 神戸市教職員組合 書記長 書記次長

議 題：臨時的任用教職員の処遇の見直しについて

市) 本日は、2月18日にみなさまからお伺いしたご要望につきまして、私どもの考え方を申し上げますので、よろしく願いいたします。

先日の交渉では、60歳を超える方の処遇見直しにつきまして、雇用の継続性の違いや、処遇が下がることで人材流出の懸念があるといった観点から、令和2年度に限って設けようとしております継続任用者への現給保障につきまして、継続協議することとのご要望をいただきました。

私どもといたしましても、本市の財政状況や国、他都市の動向も踏まえつつ、来年度以降も引き続きみなさまと協議させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

組) ありがとうございます。継続協議していただけるということでしたので、最終回答をさせていただきます。

前回の提案について2点確認させていただきます。一点目、現在1級で頭打ちになっている方、2級になっている方についての処遇については、今回の提案についてどのようになるのか。二点目、退職金の取り扱いについては、権限委譲後から計算対象になるのかを教えてくださいませんか。市) 一点目のお尋ねの件ですが、上限撤廃に伴いまして、再度計算させていただくことになります。既に2級が適用している方につきましては、過去より上限撤廃があったものとして1号給時の級号給を再計算させていただきます。2級の号給決定を行うということさせていただきます。二点目の退職金制度の適用時期でございますが、令和2年度より、新たに退職金制度を設けさせていただきますので、権限委譲後でも、遡及するということはありません。以上でございます。

組) 最後に一点要望ですが、公立学校共済組合の制度変更で、初日から協会けんぽではなく、公共済への加入が可能ということをお聞きしておりますが、その点については、スムーズな事務処理がなされるように、市教委からも公立学校共済組合へ何らかの申し入れ要請をしていただければと思いますのでどうぞよろしくお願い致します。